

日時 令和8年3月12日(木) 午後2時～3時半

場所 防府市役所 3階共用会議室

協議内容

- (1) 令和6年度防府市の高齢者虐待の現状

【資料1】に沿って事務局より説明

(質疑応答なし)

- (2) 高齢者虐待対応マニュアルについて

【資料2】に沿って事務局より説明

【質疑応答】

N委員 緊急時の連絡について、夜中等についても高齢福祉課の電話番号に連絡したほうがよいか。それとも地域包括支援センターに連絡をしたほうがよいか。

事務局 時間外に高齢福祉課に連絡が入れば携帯電話に転送されるようになっており、地域包括支援センターに連絡が入れば地域包括支援センターの当番が対応をする。緊急性が高い場合はすぐに電話をいただきたい。実際、連休中に警察から連絡があり対応したこともある。第1報の連絡が入った先が対応し、難しい場合には地域包括支援センターと高齢福祉課が連携し対応している。

F委員 虐待支援の終結の評価は、どのようになるのか教えていただきたい。

事務局 虐待防止のための対策をとった上で、虐待が発生する可能性が低くなれば、終結の判断をする場合がある。本人、養護者の様子を見ながら終結後も見守りは継続する。また、緊急保護をした場合は、養護者支援をしながら、虐待が起きない体制が整ったときに高齢者を自宅に帰す形で終結をすることがある。本人の権利が守られたと判断した場合に終結と判断する。

- (3) 意見交換

D委員 山口県社会福祉士会では、専門職として各種研修で虐待に対する対応についてそれぞれ研修を受けている。社会福祉士は、所属先が介護施設や居宅介護支援事業所等多岐に渡るため、様々な場面に応じた対応を各会員が心がけている。会の中では、会員の疑問や悩みについて相談ができる体制づくりがなされている。社会福祉士会として動くというよりは、現在所属している介護事業所等の職員として、関わることの方が多いと思う。

E委員 市老人クラブ連合会では、大道、牟礼、華城を除く地区老連があり、その下部組織に30人程度の会員が所属する単位クラブがある。この老人クラブ連合会に会員およびその家族の状況までを把握するようお願いしている。関係する事犯が起こった場合、地区の会長に報告・連絡するようしており、組織的な体制を整えている。現状では、高齢者虐待に関する事件、事犯は起きていな

い。今後もこの確立した連絡、情報、収集体制をさらに強化して、それを遵守していききたい。

令和6年度の虐待通報件数について、市への相談通報者で警察署が一番多くなっているが、警察が通報を受け付けるのはどこからが多いか？通報の内訳を教えてください。

N委員 高齢者虐待事案としての通報内訳について、手元に資料等がないため具体的な数はお答えしかねるが、高齢者から通報を受ける手段としては、主に110通報や警察署への相談来所である。警察への相談等で知り得た事案については、警察官を派遣し実際に確認することとなっている。虐待と認められる状況があれば、警察から市へ通報している。高齢者同士のDVや喧嘩についても65歳以上であれば、高齢者虐待事案として通報することとなっている。高齢化に伴い通報件数は増えている状況である。

F委員 人権擁護委員協議会では、週1回の人権相談日を設けている。どの相談機関にも当てはまらないような内容の相談が最後に巡ってくる相談窓口となっている。高齢者虐待に直接繋がることはないかもしれないが、他に吐き出せない気持ち、不安等、様々な相談がある。それぞれの相談の中で相談者の気持ちを受けとめ、時には適切な相談窓口の紹介や、直接支援を行うなどの対応している。

H委員 情報交換として自治会の集まりだけでなく、民生委員の定例会においても高齢者虐待が疑われる事例があれば意見交換を行い、対応を考えている。悩む事例については、基本的には地域包括支援センターへ投げかけるように心がけている。近所から何か異変があった場合は、日頃から連絡が入ってきているが、現在虐待に繋がるような事例はない状況である。

B委員 高齢者虐待の相談件数について、医療関係者が3件と全体の通報件数からすると少ない状況であり、今後医療関係者に投げかける必要があると感じている。往診で自宅を訪問すると様々な問題が見えてくる。実際、表に出てきにくいのが経済的虐待である。誰が通帳を管理しているのか不明だが、高齢者が不衛生な格好であった時や必要な医療受診ができないケースを時々見る。親族内で何か問題があるのではないかと思うことがある。また、高齢者虐待には当てはまらないが、医療現場でよく見るのは独居老人のセルフネグレクトである。高齢者自身が介護・医療のサービスの利用を拒否する状態、自分から体調崩してしまう高齢者について問題があると感じている。

A委員 山口県弁護士会の取組としては、社会福祉士会が県から受託している事業である虐待対応チームの派遣事業が挙げられる。市町からの要請に応じて個別の地域ケア会議に弁護士、社会福祉士等が出向き、共同して権利擁護に資する支援のアドバイスを行っている。

高齢者虐待は解決しない問題が多いと実感しており、虐待者と被虐待者を分離したら解決するわけでもない。養護者による虐待は、虐待している人が同時に面倒を見ている人でもあるため、虐待者を分離すると今度は面倒を見る人

がいなくなり、虐待が起こる状況は解消されたが高齢者が孤独になってしまったというケースがある。そのため、どこを解決として見るかが難しい問題だと感じている。

この高齢者虐待防止法は、平成 18 年に施行してから 20 年経っている。先ほど委員が言われたセルフネグレクトの問題は法律上想定されていない。養護者による虐待の中でも、最近だと 8050 問題が挙げられる。例えば、母親がひきこもりの息子を養護しているとして、息子から母親に対する虐待は、養護者による虐待に当たらず高齢者虐待と認定しない場合がある。そのため、時代の流れの変化に法律がついていけない部分があることが課題ではないかと感じている。

I 委員 介護保険施設としては、在宅で生活している高齢者で、ショートステイを利用している人が主な対象になると思う。ショートステイ利用中で、着替えの際に外傷、あざが見つかった場合は、まず家族に連絡し、その後ケアマネジャーに報告するようにしている。予め担当ケアマネジャーから虐待の可能性があるとの情報を受けている場合は、傷が見つかった時にはすぐケアマネジャーに報告している。何か傷が見つかった場合、まず一旦ケアマネジャーに報告し、今後の対応を決めるようにしている。

J 委員 通所介護事業所では、適切な介護事業運営のため法定研修の実施が義務付けられており、その中に高齢者虐待防止に関する研修が含まれているため、どの事業所でも取り組んでいると思う。先ほど委員から話があったように、デイサービスの送迎時や入浴時に身体にあざを発見することが時々ある。このような場合、本人の転倒によるものなのか、それとも外傷的に殴られたのか等見極めながら、家族に話すようにしている。

K 委員 訪問介護事業所でも、法定研修で高齢者虐待防止に関する研修を実施する義務があるため、最低年 1 回はヘルパー研修会に高齢者虐待防止に関する内容を盛り込んでいる。前年度の高齢者虐待防止ネットワーク会議の資料を用いて防府市の現状、虐待の現状を報告したこともある。またヘルパー職員に、研修会の間中、自分の足を椅子に縛って動けないようにしてもらい、実際身体拘束をされるとどんな気持ちになるか考えてもらう研修を行ったこともある。

L 委員 ケアマネジャーは月 1 回自宅訪問を行う決まりになっており、本人の状況確認のため毎月訪問をしている。通所介護や訪問介護サービスの事業所の職員から高齢者虐待が疑われる情報をいただいた場合、その情報と自身が訪問した情報を擦り合わせ、高齢者虐待が疑われる状況であれば地域包括支援センターに相談するようにしている。しかし、経済的虐待など、虐待の線引きが難しい場合に、この状況で地域包括支援センターへ相談してよいものか悩むことが多々ある。

N 委員 警察は、主に 110 番通報で高齢者虐待を認知することが多い。高齢者の分離を考える場合、地域包括支援センターや高齢福祉課を通じて施設等への避難

をお願いしている。

○委員 消防署では、救急事案に当たる中で高齢者虐待を認知する場合がある。ネグレクト、暴力などの身体的虐待が疑われるケースが多く、傷病者は健康状態が悪化し養護者自身では対応しきれなくなった状態での救急要請がほとんどである。件数としては、令和7年は1件。昨年、一昨年はいずれも2件あり、すべてネグレクトの疑いであった。

事務局への質問であるが、救急搬送において虐待を発見した場合、時間や曜日を問わず高齢福祉課へ通報したほうがよいか。病院に収容した状態であっても通報は早急に入れたほうがよいだろうか。

事務局 高齢者の安否が確認できている状況であれば、通報が翌日になっても構わない。緊急を要する、どうしても対応しなければならないケースについて連絡をいただきたい。

○委員 高齢者が救急搬送を要さない状態である場合は相談させていただきたい。

P委員 福祉総務課男女共同参画係では、主に夫婦間の暴力の相談について対応しており、高齢の夫婦間での暴力等もあるため、高齢福祉課とも連携し対応している。業務の中でよく感じる事としては、暴力があった場合は加害者から分離することが優先されるかと思うが、その時行き先の確保等の対応をしている中で様々な問題が起こる。例えば、本人が「やっぱり離れない」と言われる場合である。あとは分離しても元に戻る場合が多々あるため、そういった場合の対応に難しさを感じている。

Q委員 生活保護の支給決定については、生活保護法に基づいて算定しているが、同法には数は少ないが、虐待に関する事例がある。現在、生活保護を受給されている方、今後申請される方で虐待を受けている場合、条件によっては一時扶助として扶助費等を支給できる可能性があるため、事前に相談をして欲しい。

議事終了